

最高裁判所第8回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」  
に対する意見書

2019年（令和元年）10月15日

日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月19日に公表した裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下「報告書」という。）について、当連合会の意見を述べる。

第1 はじめに

裁判の迅速化に関する法律（以下「迅速化法」という。）第8条第1項に基づく、裁判の迅速化に係る検証に関する報告は、2005年7月から2年ごとに公表され、今回は第8回の報告となる。

迅速化法の施行から10年間、第5回（2013年7月公表）までの検証においては、最新の統計データによる審理期間等の状況把握と全国各地での実情調査に基づいて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果が報告された。このうち2009年7月に公表された第3回報告書では審理長期化要因の分析、2011年7月に公表された第4回報告書ではこれを解消するために考えられる施策等、2013年7月に公表された第5回報告書では事件動向に影響する社会的要因の分析・検討を中心とした検証結果の報告が行われた。

政府は、翌2014年に、迅速化法の施行から10年を迎えたことから、迅速化法附則第3項による「裁判の迅速化法に関する検討会」を法務省に設置し、迅速化法の基本的枠組みの必要性、重要性を確認するとともに、最高裁判所による迅速化検証に対して積極的評価を行った。

このような積極的評価を踏まえて最高裁判所は、第5回までの一連の検証の結果を前提にして、統計データの分析に基づき、更に掘り下げを行うフォローアップを実施するという基本方針の下、裁判の長期化要因の分析及びその解消のための方策などにつき、民事第一審訴訟事件と、家庭裁判所の調停、審判、人事訴訟を中心に検証を実施した。そのようなフォローアップの初回の検証結果が2015年7月の第6回報告書であり、その結果を踏まえて2017年7月の第7回報告書及び今回の報告書で更に検証が行われた。

今回の第8回報告書においては、引き続き統計数値の検証が行われるとともに、初めて刑事通常第一審事件について実情調査が実施され、統計データから長期化傾向が見られる裁判員裁判における公判前整理手続が検証の対象となった。他方、民

事第一審訴訟事件においては、引き続き長期化要因と考えられる争点整理手続における裁判所、当事者の認識共有の方法についての議論が、家事事件においては調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題や、人事訴訟の審理を念頭においた調停の運用の現状と課題が、それぞれ検証の中心的課題とされた。

実情調査によって客観的な状況を把握し、問題点やその改善に向けた課題を明らかにする検証報告は、実務に有益かつ大きな示唆を与えるものであり、当連合会も高く評価する。しかし、迅速化法は、「公正かつ適正で充実した手続の下での迅速な裁判」を要求し（第1条）、国は必要な施策を策定・実施する責務を負い（第3条）、政府はその施策を実施するために必要な法制上又は財政上等の措置を講じなければならない（第4条）、最高裁判所の検証結果は国の施策の策定・実施に当たって適切に活用されるべき（第8条第2項）としており、司法の基盤整備をも求めている。したがって、検証結果は、裁判実務の運用改善の観点のみならず、司法をめぐる人的・物的基盤の整備に向けても活用されなければならないのであり、当連合会はかかる基盤整備の視点を重視するべきことを重ねて指摘した上で、今回の報告書につき意見を述べる。

## 第2 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情調査

### 1 民事第一審訴訟事件の概況について

民事第一審訴訟事件の新受件数は平成27年以降概ね横ばいとなっていたが、平成30年は近年と比べて若干減少した。反面、平均審理期間は、民事第一審訴訟事件全体、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件のいずれにおいても、平成28年と平成29年には横ばいに推移したところ、平成30年には再び長期化傾向が見られた（民事第一審訴訟事件全体では平成29年の8.7月が平成30年には9.0月、過払金等事件以外では8.8月から9.1月へと長期化した）。過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件で、人証調べを実施して対席判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移では、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間（基本的に争点整理期間と考えられ、以下、本意見書でもこの期間を「争点整理期間」という。）の長期化が全体の審理期間に影響を及ぼしていることが明らかである。

係属期間が2年を超える事件数は平成28年の7811件に比べて平成30年には8994件と1183件の増加が報告されているが、本報告が統計データを取り始めた平成21年（2009年）以来緩やかに件数が増加して来た中で、今回の増加件数はやや目立つものと言える。

民事第一審訴訟事件の新受件数が横ばいであるかやや減少しているにもかかわらず

わらず審理期間が再び長期化の傾向を見せていること、争点整理期間の長期化が明らかであること、加えて審理期間が2年超の未済事件が明らかに増加していることは、既に第7回報告書でも示唆された民事第一審訴訟事件の内容の質的困難化が今回の検証で明らかになったものと言うことができる。今後は訴訟事件全体の統計数値がどのように変動したかという従来からの継続的観点に加えて、事件類型別や事件の質的困難化の観点からも分析を行うことが、事件動向を正確に把握する上で必要である。

## 2 医事関係訴訟について

個別の事件類型の概況について、医事関係訴訟の平均審理期間は前回報告からほぼ変化が見られず、長期的に見てもほぼ横ばいとされる。他方で新受件数は平成30年には753件となり、平成26年から4年間続いた800件超の状態からは減少した。前回の第7回報告書（2017年7月）において、争点整理期間が若干長期化したことに伴い平成26年よりも平成28年は若干長期化し、人証調べを実施して判決で終局した事件についても争点整理期間が長くなったことで平成26年より長期化したとされていたことからすれば、件数が減少したにもかかわらず審理期間が長期的に横ばいであること、更に平成30年は人証調べ実施率（41.2%）が平成28年（43.9%）、平成29年（45.5%）よりも低下していることを踏まえると、医事関係訴訟において審理の適正充実が十分に確保されているのか、動向に注意が必要であると考えられる。

## 3 建築関係訴訟について

建築関係訴訟では、平成30年の新受件数（1924件）が平成28年（1967件）よりも若干減少し、審理期間は僅かに短縮化した（平成28年は18.8月、平成30年は18.4月）とされる。この点は、長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が全体に占める割合がやや低かったことの影響も考えられるため、特定の傾向があるとは判断しにくい。また、第7回報告書以来、瑕疵主張のない建築関係訴訟での平均期日回数、平均争点整理期日回数の増加も見られるなど、建築関係訴訟も今後、長期化する可能性があるといえる。

## 4 知的財産権訴訟について

知的財産権訴訟では、平成28年に比べて平成30年は新受件数が減少、審理期間は短縮したとされている。ただ、全体の事件数が多くないため、長期係属案件が数多く終局すれば統計数値上は審理期間が長くなるなどの事情もあり、具体的な審理状況の問題点も含めた分析の方策を検討するなど、引き続き適切な実態把握に努めるべきである。

## 5 労働関係訴訟について

労働関係訴訟では、今回の報告でも、平成21年以後新受件数が高い水準で推移し、平成29年（3527件）と平成30年の新受件数（3496件）はそれぞれ過去1番目、2番目の件数となるほか、この2年度においては第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間の長期化もうかがえる。平均審理期間も平成21年以後は長期化する傾向にあり、審理期間が6月以内の事件の割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に低く、1年超2年以内の事件の割合は顕著に高いという前回の報告は、今回の統計数値でも同じ傾向となっている。

また、労働審判の新受件数は前回報告以後の平成29年、平成30年も高水準で推移しているところ、3月以内に終局した事件の割合は前回報告の69.2%から67.0%とやや低くなった。全体の約8割の事件が労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものとされるが、景気動向や労働紛争に対する国民一般の関心、意識の高まりにより更に労働関係事件が増加又は質的に困難化する可能性も考えられるため、労働関係事件の動向把握に加え、労働審判員も含めた態勢の強化を図るべきである。

## 6 行政事件訴訟について

行政事件訴訟の新受件数は平成28年の2094件から平成30年には1892件に減少した。平均審理期間はおおむね横ばいであるとされる。しかるに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が増加しており（50.9%から56.8%に増加）かかる案件は平均審理期間が長くなる傾向を示すことから今後は全体の審理期間にも影響が生じる可能性がある。また、上訴率は61.5%であり、上訴事件割合は45.2%であっていずれも顕著に高いが、争点整理手続の実施率は22.7%と低い。また、ほとんど全ての事件が合議体により審理されている（96.9%）。

行政事件訴訟の動向については、このような行政事件訴訟の特質・実情をも考慮しつつ把握し、裁判所と当事者間の争点の認識の共有の在り方及びその充実等の方策を検討していくことが必要である。

## 7 実情調査の概要

これら最新の統計を基に、報告書は「民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証」において、第7回報告書と同様に、民事第一審訴訟事件について争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあり、争点整理期間が長期化している状況からは、裁判所と当事者間で主要な争点や重要な証拠についての認識共有が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれると述べている。加えて、今回の報告書では「その他の損害賠償」

にはそもそも主要事実の特定が難しく何が争点になるか等の認識共有が困難な非典型的な事件を数多く含むため平均審理期間が比較的長い事件類型であるところ、近年その事件数は増加傾向にあることが示された。これを基に、実情調査では、裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた争点等の認識についての現状と課題のほか、非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情や工夫等についての調査、合議体による審理の効果や長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すための工夫等について取り上げられた。

## 8 争点等の認識についての実情

裁判所と当事者との間の認識共有に関するプラクティスには、報告書が指摘するように、裁判所は釈明等により認識等を伝えたつもりであっても、代理人側の立場からは裁判所の言い方が曖昧であることなどから裁判官の認識を十分に理解することができないため、その後に提出された主張や証拠が裁判所の釈明事項にできていないということがあるとの指摘のほか、裁判所側は一方当事者に肩入れしているとの抵抗感を示される懸念を持つ場合がある、代理人側は依頼者を抱えてその場での対応を躊躇する場合があるなどの実情が明らかになった。

これらの問題は、裁判所と代理人の基本的な立場の相違や、代理人と依頼者との関係による制約もあって完全に克服することは容易でないと考えられるものの、認識共有の重要性について、理解浸透による改善を図ることは可能である。実情調査では、裁判所内、弁護士会内、あるいは裁判所と弁護士会との間で争点整理、認識共有の在り方について研修、意見交換をしている例が明らかになったが、まだ比較的限られた範囲にしかこれらの取組は浸透していない。今後も更に認識共有に関する議論を深め、議論や研修に参加していない裁判官及び弁護士への周知・還元の努力を続けていく必要があるとの点は、当連合会も同じ認識である。

他方で、認識共有の方法として口頭協議の必要性が強調される点については、機器の発達やデジタルデータの普及によって、準備書面等に記載される情報の複雑高度化や量の増加、証拠量の増加が進み、口頭協議により積極的に認識共有を図らなければ裁判所が全体像をつかみにくい事件が増加していることも一因と考える。こうした事件動向に対処するには、裁判官の人数や手持ち件数など態勢面にも十分な余裕がなければならない。

## 9 合議体による審理の実情について

合議体による審理の活用は、引き続き積極的に取り組まれており、代理人か

らも好意的に受け止められている。民事訴訟事件が質的に困難化し、専門的知見を要する訴訟、非典型的で争点の認識共有が難しい訴訟は今後も増えると考えられ、争点整理の円滑化や多角的視点からの充実した審理のため、合議相当事件を可能な限り早期に合議に付すことが迅速化のために有効であるとの認識は当連合会も同じである。

しかしながら、実情調査では、合議体による審理の活用を目指す上で、部総括裁判官や右陪席裁判官の負担、合議事件について左陪席裁判官との調整などから、部総括裁判官への事件配点の調整、単独事件を付合議とするための時期、いわゆる「棚卸し」や付合議の基準作りなど、合議体による審理の活用のために各裁判所が多大な努力と工夫でこれを支えていることが浮き彫りにされた。付合議の基準作りなどの工夫の背景として、既に多数の合議事件がある場合に右陪席が付合議の申出をすることを躊躇することにならないか、大規模事件の判決起案や構成裁判官の異動時期などの問題が指摘された。例えば繁忙な中小規模庁等で、こうした工夫・取組が十分に奏功していない庁においては、合議体で審理されるべき事件がまだまだ単独で審理されているのではないかと考えられる。また、合議体の審理に付された事件でも、合議体を構成する裁判官がそれぞれに事案をよく把握し、合議自体が充実したものになっていることも必要不可欠である。

事件の質的困難化が明らかになりつつある今日、合議体による審理の活用、合議体の審理充実の重要性は疑いのないところである。報告書は「他の合議事件の状況や合議体の構成員の繁忙状況等を踏まえ、付合議の時期や構成員間の役割分担などを工夫する必要がある」とするが、これまで行われている様々な努力・工夫の中でもこれらは既にかなり意識されており、現状の運用上の努力だけでは制約もある。合議体による審理の活用が躊躇されることのないよう、運用面だけではなく裁判官の増員など態勢面の強化が不可欠である。合議体による審理の活用については、各裁判所における裁判官の人数、構成可能な合議体の数や開廷日など、態勢面の整備・強化に向けた検証・議論も行うべきである。

### 第3 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

#### 1 刑事通常第一審事件の概況

刑事通常第一審事件の事件数（新受人員、終局人員）については、統計上は、平成25年までに見られた減少傾向は収まり、若干の増減はあるもののほぼ横ばいの状況にある（平成30年新受件数6万9028件、同終局人員4万9811件）。

全体の平均審理期間について、刑事通常第一審事件はここ10年間を見てもおおむね3月前後で推移しているが、平成27年の3.0月から平成28年と平成29年は3.2月、平成30年には3.3月と長期化していることに留意する必要がある。

報告書は「否認事件については、平成27年から若干長期化傾向にある」と指摘しており、実際に前回第7回報告書の8.7月から0.5月長期化し、9.2月となっている。この否認事件の平均審理期間の長期化が全体の平均審理期間の長期化に影響した可能性がある。一方で、否認率を見ると、第7回報告書では9.6%だったものが今回の報告書では9.3%と低下しているものの、否認事件の平均開廷間隔が前回第7回報告書の1.4月から今回の1.5月と僅かながら長期化していることからすると、裁判官や法廷の不足による期日の入りにくさが要因となっている可能性も否定できない。否認事件の平均審理期間の動向については今後も注視する必要がある。

## 2 裁判員裁判非対象事件について

報告書では、「連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、制度開始から10年近くが経過しても、そうした停滞が生じていることはいかかわれない」とされた。

しかし、前記のとおり否認事件については平均審理期間が長期化し、全体の平均審理期間もわずかに長期化している事実からすると、統計上もそのように断言できるかは疑問の余地もある。また、統計上で非対象事件の審理に停滞が生じていないとしても、裁判所、検察庁、弁護士など刑事裁判に関わる者の多大な努力の成果であって、統計に現れないところで生じている負担を看過・軽視すべきでない。地域によっては、裁判員裁判の入り具合の影響で、非対象事件の期日を入れる時期が大幅に遅れることがあるとの声も当連合会ではあり、非対象事件の審理に停滞が全く生じていないわけではないと考える。

## 3 裁判員裁判対象事件について

裁判員裁判対象事件の新受人員は、平成28年までの減少傾向に歯止めが掛かりおおむね横ばいの状況にある。また、全体の平均審理期間についても平成28年が10.0月、平成29年と平成30年が10.1月とほぼ横ばいの状況にある。

裁判員裁判対象事件の公判前整理手続期間について、報告書は「平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、特に自白事件の公判前整理手続期間については、改善の兆しが見られる」と指摘しており、統計上の数値からすると首

肯できる。

#### 4 実情調査について

実情調査では、法廷での審理の準備である公判前整理手続に日数がかかる要因・実情を幅広く聴取することに主眼をおいて、同手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取することとされた。

##### (1) 長期化要因の改善について

報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化（科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加）、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとしている。その上で、事件内容の変化は長期化の大きな要因の一つであることがうかがわれるものの、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的要因と言え、訴訟関係者の取組を通じてこれらの要因による公判前整理手続の長期化を改善することは容易でないと思われ、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて取り組むべき主な対象は当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮となろうと述べている。

しかしながら、事件内容の変化を外在的要因として前提に置きつつ、訴訟当事者の認識共有の取組で改善するというだけでは十分ではない。長期化を防ぐために既に訴訟関係者によって多大な努力がされていることを看過すべきではなく、態勢面の強化が図られなければならない。

実情調査においては、事件内容の変化に対応して、検察庁が現状の人員態勢で著しく繁忙になりつつ対処していることがうかがわれた。弁護士側も大半が国選弁護士2名の態勢の中で休日を使って記録検討をするなど多大な対応努力をしている。被告人の防御権という観点からは、国選弁護士2名態勢で常に足りるのかという問題もある。このほか客観的証拠の開示のための機材が整っていない、システムが確立していないなどの点も、公判前整理手続の進行上、日数がかかる要因になっている可能性があり、人的にも物的にも態勢強化の必要性を指摘せざるを得ない。

##### (2) 公判前整理手続について

###### ① 公判前整理手続の基本的在り方について

実情調査では、審理の充実、迅速化に向けての研究会や協議会についても、議論した成果を法曹三者が十分に共有・承継できておらず実務の運用改善に結びついていないとの指摘や、裁判員裁判導入初期から研究会等の開催頻度や参加者が減り有効に機能していないとの指摘がされた。これら



を踏まえて報告書は、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識共有が十分に図られていないことが長期化の要因であって、認識の共有を図ることが必要としている。

もともと、刑事事件の場合は、迅速化を理由に被告人の防御権を制限するようなことは絶対にあってはならないのであり、検察官の提出しようとする証拠によって「犯罪の証明」が本当になされると言えるのか、証拠の検討に十分な時間をかけることは必要不可欠である。特に弁護人において、被告人の立場から十分な時間をかけて証拠を精査することによって、捜査機関により意識されなかった問題点が浮上する場合もあり、刑事裁判制度を議論する上で被告人の防御権の尊重は不可欠である。

したがって、当事者の役割分担、訴訟活動など公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識共有を図ることは重要であるが、個々の事件において何を争点とし、何をどこまで整理するのかについては、法曹三者それぞれの立場を尊重する必要がある。

報告書も、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて取り組むべき主な対象は当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮としているが、今回の実情調査でも、これらにつき法曹三者から種々の意見が出て認識の相違が見られたところであり、今後の議論の上で、被告人の防御権の尊重という大原則が軽視されてはならない。また、当事者の活動という点では、被告人の身体拘束が弁護人側の準備に多大な制約・負担となっていることにもきちんと目を向けるべきである。

## ② その他の視点

このほか、公判前整理手続の在り方を検討する上では、刑事訴訟法の改正を要する事項であっても、多角的な視点の1つとして取り入れるべきである。

例えば、検察官手持ち証拠が最初から全面開示される制度となれば、公判前整理手続の期間短縮につながると考えられる。現行法の下では、検察官の任意開示があっても、類型・主張関連の各証拠の開示請求をする必要があり、証拠開示請求を繰り返すこととなって時間を要している実情がある。

## 5 裁判員裁判の基盤整備について

今回は検証対象ではなく報告書に明示されていないが、裁判員裁判が裁判官の不足、法廷の不足により遅延している可能性、あるいは今後遅延が生じる懸念にも目を向けるべきである。

当連合会では、公判前整理手続による審理内容の確定を待つて公判期日を決めようとする裁判所が別の事件を既に入れている、あるいは裁判員裁判用の法廷が空いていないなどの理由で、相当先にしか期日が入らないという声がある。それを防ぐために公判期日をかなり早くから仮予約することとなり、それが更に他の事件の期日指定にも影響しているのではないかという指摘もある。裁判員裁判を担当する裁判官が単独事件も担当していることによる日程的制約や、裁判員裁判用の法廷の不足が影響していないかについても、分析する必要があると考える。

#### 第4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

##### 1 家事事件の概況

報告書は、家事事件全体について、別表第一審判事件の新受件数（平成30年に86万3916件）は後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響で平成28年（81万6216件）から更に増加するとともに、別表第二事件の新受件数は調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化していると指摘している。また、一般調停事件については新受件数が減少傾向にある一方（平成28年に6万0427件、平成30年は5万5335件）、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあるとしつつ、その傾向は、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停事件で終局した事件の割合が高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向も影響しているのではないかと考えられるとしている。

##### 2 家庭裁判所の態勢強化の必要性

これらの指摘は第7回報告書とほぼ同様であり、家事事件全体における傾向として疑いのないところであると言える。別表第一審判事件の増加傾向は今後も続くと考えられ、家庭裁判所の繁忙度が高まっていることは明らかである。別表第一審判事件による重い負担がそれ以外の案件の対応にも悪影響を及ぼす懸念があるため態勢の強化は喫緊の課題と言うべきである。

##### 3 遺産分割事件について

個別の事件類型の概要のうち、遺産分割事件は、高齢化の影響等により新受件数（審判+調停）が長期的に見れば増加傾向にあり、平均審理期間はここ数年間12月を下回る水準で推移し、長期的に見れば短縮傾向にあると指摘されている。遺産分割事件においては、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わ

る審判が積極的に活用されており、既済事件のうち調停に代わる審判での終局率は前回の15.5%から今回は21.5%となった。迅速化の観点から、調停に代わる審判の積極的な活用は評価できるものである。

#### 4 婚姻関係事件について

婚姻関係事件は、新受件数（審判＋調停）は前回（平成28年、7万7876件）から若干減少した（平成30年、7万3929件）ものの、平均審理期間は平成21年以降長期化傾向にある（平成28年は5.3月、平成30年は5.8月）とともに、6月以内に終局した事件の割合も前回の71.3%から減少して67.1%となった。婚姻関係事件の平均審理期間の長期化と関連して、婚姻費用分担事件の増加傾向が指摘され、同事件の新受件数（審判＋調停）は平成21年には1万5263件、平成28年には2万4728件と大幅な増加となっていたが、平成30年は2万4804件と高止まりである。別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなったり、離婚・婚姻費用のいずれを先に取り上げるかで紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられるとの指摘は前回と同様であり、現に実感されるところである。

また報告書では、ここ数年、双方当事者に手続代理人が関与する案件の割合が増加しているほか、手続代理人の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることとは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられるとしている。手続代理人の関与は、審理の充実や当事者の利益、権利擁護に資するものであるから、今後はこの相関関係の実態に当事者の利益の点も含めて注目するとともに、手続代理人の関与のない案件において、関与のある事件と比して当事者の利益保護や手続進行上問題は生じていないか、当事者の理解度等に相違がないかなども検証する必要があるだろう。

#### 5 子の監護事件について

子の監護事件は、前回報告と同様、面会交流、子の監護者の指定、子の引渡しの各事件が一貫して増加し、審理が長期化する傾向がある。しかし、この事件類型については、審理期間の動向にとらわれて十分な権利保護、利害調整を欠く拙速な手続進行を招かないことが重要である。家裁調査官による試行的面会交流がどのように行われているのか、そのための家庭裁判所の設備、家裁調査官の関与の度合いや担当件数の外、子の手続代理人の関与の程度など、手続の実質的な内容面から当事者の権利保護、利害調整が十分に行われているかを重

視すべきである。

## 6 実情調査について

報告書は「家事事件に係る実情調査の概要と検証」において、第7回に引き続き、調停における裁判官関与の充実の取組、調停委員会内部の認識共有に向けての取組のほか、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置きつつ調停進行上の具体的方策等を更に検討する必要があるとの視点から実施した実情調査の結果について述べている。その結果、裁判官が対面評議や書面評議を行い、調停における合意点や対立点を確認するとともに、当事者の自主的紛争解決意欲を後押しするため法的観点が増強され過ぎることのないよう、当事者への伝え方も含めて評議を行うなどの取組が続けられていることが明らかになり、当事者の信頼度や納得度が高まったという声もある反面、まだその実感には乏しいとする声も一部にあった。このほか、書面評議ではポイントが的確に裁判官に共有されない、調停委員の中には裁判官に対する遠慮から対面評議の申出を躊躇する傾向があるのではないかという指摘も出された。

当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるためには、調停委員会内部において認識が適切に共有されていることのほか、当事者との間でも紛争解決プロセスの見通し、紛争の実質的な対立点とその解消の方策等について認識共有を更に進めていく必要がある。そのような認識共有を進めるに当たっては、手続代理人弁護士に関与する案件ではあらためて手続代理人から当事者本人へ噛みくだいた説明がなされている等の実情もあり、今後は、手続代理人の役割のほか、手続代理人の関与がない案件について議論を深めていく必要がある。また、報告書は、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出す働き掛けという視点から、調停委員会の役割が中心とはいえ、書記官事務や家裁調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査や調整をも活用した総合的なものと位置付けているが、この点は当連合会も同意見であり、こうした職種全体の態勢強化、連携強化を進めていくことが極めて重要である。

## 7 離婚調停について

人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題については、人事訴訟の長期化要因である、財産分与の申立のある離婚事件における財産開示をめぐる争いや、人事訴訟になってからでは家裁調査官の調整的関与が困難であることにより面会交流等をめぐり感情的対立が激化し、人事訴訟が困難化・長期化しやすいとして、調停段階において積極的に調整を図るべきだとの意見があった。他方で手続代理人の立場からは、調停段階における解決を目指して代理人活動を行っており、人事訴訟を見越した事項を調停段階

で全て取り上げるわけではないとの意見や、調停段階における調査嘱託についても、離婚に争いがある場合には謙抑的な運用が見られるとの意見が出された。

調停が人事訴訟に向けた争点整理になるような運用は避けなければならないが、報告書が、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うこととは矛盾するものではないとするのはそのとおりである。しかし、どこまで人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進行すべきかについて裁判官と弁護士との間に意識の違いも見られるのは報告書も述べるとおりであるし、個々の裁判所、調停委員会によっても状況は様々であると考えられ、今後も更に検証が必要である。

## 8 人事訴訟の概況等について

人事訴訟に関し、報告書では、新受件数（9271件）は前回（平成28年、1万0004件）より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いているとしている。人事訴訟の新受件数は減少傾向となっているが平均審理期間は長期化しており、全体的に進行の困難な案件が増えていると考えられるが、その要因として、財産分与の申立てのある離婚事件で預金取引履歴の開示範囲等の資料収集開示をめぐる当事者の対立、必ずしも事案の結論と結びつかない周辺事情の主張の応酬などがあることは、第6回報告以来、繰り返し指摘されている。財産分与における資産状況をめぐる資料収集・主張整理のあり方、調停段階での調査嘱託の活用の適否、離婚原因や慰謝料の評価根拠事実に関する事実の取扱いなど、人事訴訟における争点整理をどのように進めるべきか検討していくべきである。

## 第5 今後に向けて

### 1 民事事件について

民事事件における裁判所と当事者との間の争点整理に関する認識共有については、現状ではまだ問題意識の浸透が十分ではないと考えられる。裁判所や当事者に認識共有の問題意識が十分でない場合には、柔軟で率直な争点整理や認識共有の努力をすることは事実上困難である。今後は問題意識の浸透を図ること、検証結果を広く周知することが裁判所、弁護士会に共通の課題であると考えられる。

今回の報告では、多大な運用改善の努力にもかかわらず民事訴訟においては紛争の内容自体の質的困難化が争点整理期間、全体の審理期間に影響を及ぼしていることも明らかになったといえる。統計数値からは、従来の分類で「その他の損害賠償」として包括的に扱われて来た事件類型において争点等に関する

認識共有が困難である事件が多いことがうかがえる。今後は、これらの事件類型について具体的に踏み込んで検討対象とするとともに、更に細分化した統計的把握、新たな調査項目の設定を検討することが考えられる。これらに加えて、手続の運用改善の努力では追いつかない長期化要因が生じているという視点から、態勢強化の観点を明確に打ち出す必要がある。

## 2 刑事事件について

刑事事件については、被告人の防御権を最大限に尊重しつつも、裁判員裁判を導入した以上、国民の信頼を損なわない実務運営が求められる。

裁判員裁判対象事件の公判前整理手続に8.2月（平成30年）を要していることは、国民の率直な感覚では短縮可能と映ると思われるが、被告人の防御権を確保しつつこの期間を短縮するためには、現状では証拠開示や多量の証拠検討など既に多大な負担が生じており、態勢面（機材等も含む）の拡充の必要性があることや、全面証拠開示などの制度論も視野に入れた議論がなされてよいのではないかと考える。

## 3 家事事件について

家事事件については、調停委員会内部における裁判官関与の充実、認識共有の取組、当事者の自主的な紛争解決意欲を引き出す働き掛けの強化の観点から書記官や家裁調査官も含めた機能強化に言及されたことは高く評価できる。

家庭裁判所の裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員の繁忙度が増していることは全国の多くの家庭裁判所で実感されることであり、調停期日が入りにくいこと、長い評議待ち時間が生じること、調停室や待合室が不足していることなどの問題が指摘され続けて久しい。迅速化法の基本的な趣旨が裁判所の基盤整備にある以上、人的物的態勢の拡充を意識して検討すべきであり、家庭裁判所関係人員の数、構成、繁忙度等についても、今後、検証の対象とすべきである。

## 4 検証方法について

民事、刑事、家事いずれの分野でも、検証の方法として、客観的データに基づいて長期化している分野を抽出し、その要因を分析して、運用面での改善課題に関して実務上どのような方策が採られているのかを検証し、改善の方策を議論することが有用であることについては、当連合会としても異論がない。

しかしながら、今回の報告によれば、運用改善の取組は既にかなり広がり、関係者が多大な努力・工夫をしていることがうかがわれる一方、一部の統計数値の推移を見ると、運用改善の取組だけではいずれ対応に限界が生じるのではないかと懸念も当連合会としては持たざるを得ない。運用改善の努力の継続

必要性は勿論であるが、並行して、裁判所の人的物的態勢の拡充など司法基盤整備の観点をも明確にし、両方の側面からの問題意識、取組を浸透させてこそ、国民の理解・支持や政府の対応を引き出すことにつながり、司法制度の充実が推進されていくと考える。

## 5 今後の取組について

当連合会は第7回報告書についての意見書でも述べたが、審理の充実・迅速化のための問題点や方策などについて裁判所、検察庁及び弁護士会などの関係諸機関における理解や浸透が進まないことも、運用改善の取組の停滞要因となっている。迅速化検証は法曹三者が協力して実施する実情調査に基づいて、実務の問題点や改善に向けた課題や取組を客観的に取りまとめるものであり、その成果は貴重で示唆に富むものであるが、法曹三者においても理解・浸透が十分でないのは残念である。関係諸機関の協議内容や実務上の工夫の成果をより広く共有する方策などを考え、検証で明らかになった具体的課題への取組を推進すべきである。

## 6 おわりに

司法基盤の整備や、適正・充実かつ迅速な裁判手続は、国民の権利保護、権利実現に直接つながるものである。しかしながら、迅速化の施行から16年を経た今も、この迅速化法の趣旨や検証の意義・成果が十分に国民に理解されているとは言い難い。さらに、この検証が、統計数値を集計して審理期間の傾向を語るにとどまるものでなく、実務上の課題の検証と改善の方策の考察を不断に行う貴重なものであることについても十分に理解されているとは言い難い。これらにつき、広く国民一般を含めた理解や支持を得ることは、施策実施に必要な法制上財政上の措置を政府に求める上でも極めて重要であり、そのための創意工夫も必要である。

当連合会は引き続きこの検証に協力するとともに、この検証の周知・還元、国民の理解・支持の取得に向けて努力する所存である。

以 上